

会 議 録

会議の名称	平成28年度第2回東村山市緑化審議会				
開催日時	平成28年12月15日(木) 午後2時30分から午後5時				
開催場所	東村山市役所本庁舎3階庁議室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 福嶋司会長・肥沼和夫職務代理・蜂屋健次委員・伊藤真一委員・さとう直子委員・白石えつ子委員・久野稔晃委員・小嶋博司委員・島崎喜美子委員・金田一弘明委員</p> <p>(市事務局) 野崎まちづくり部長・粕谷まちづくり部次長・炭山みどり公園課長・有山みどり公園課長補佐・並木主任・新井主事</p> <p>●欠席者：久野一彦委員・増田勝義委員</p>				
傍聴の可否	可	傍聴不可 の場合は その理由	/	傍聴者 数	0名
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 現地視察</p> <p>3 挨拶</p> <p>4 議事</p> <p>(1) 現地視察について</p> <p>(2) 公共の緑の植生管理のガイドラインの活用に向けて</p> <p>(3) その他</p> <p>5 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>まちづくり部みどり公園課みどりの係</p> <p>担当者名 有山、並木、新井</p> <p>電話番号 042-393-5111 (内線2742)</p> <p>ファックス番号 042-393-6846</p>				
会 議 経 過					
<p>1 開会</p> <p>2 現地視察</p> <p>3 まちづくり部長挨拶</p> <p>4 議事</p> <p>○事務局</p>					

ただいまより、平成28年度第2回東村山市緑化審議会を開会いたします。

本日は、ご案内のとおり、初めに現地視察を行わせていただきます。視察場所につきましては、富士見町1丁目の市営住宅に隣接しているコミュニティ道路と恩多町3丁目の恩多稲荷公園の2カ所をご覧いただきたいと存じます。

富士見町のコミュニティ道路につきましては、歩車共存の道路であり、植樹柵で車両の通行を抑制している道路となっております。樹木の高木化に伴い、植樹柵が破損している箇所があること、また、戸建に隣接し、建物の南側に樹木が位置していることから、街路樹の維持管理に苦慮している場所となります。道路管理者としましては、今後の管理方法について課題と捉えており、専門的な見地でご覧いただき、アドバイスを頂戴できればと思っております。

恩多稲荷公園につきましては、市内の公園の中でも、市民協働の点で先進事例の公園でございます。ガイドライン作成に当たりましては、こちらの公園の樹木調査を実施しており、市民協働による今後の管理のあり方についてアドバイスを頂戴できればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(現地視察)

#### ○事務局

現地視察、大変お疲れ様でした。稲荷公園につきましては、ご活動いただいている委員もいらっしゃいますが、地域の皆様のご尽力により、地域の公園として再生していただいているということで感謝申し上げます。富士見町の街路樹につきましては、市内の街路樹には老木化した樹木がたくさんあり、ガイドラインの中でも樹木の更新の必要性についてまとめており、今後どのように更新を行っていくかということが大きな課題です。さらに、更新を行っていくためには多額の経費がかかるということで、後ほどご説明いたしますが、財源確保という意味で、植生管理のための新たな基金を創設してまいりたいと考えております。緑化審議会より植生管理のあり方について答申をいただき、ガイドラインの作成に当たりましてもご指導いただき、ここまで進めてまいることができました。今後につきましても、植生管理のガイドラインに沿って管理を行ってまいりたいと考えておりますので、引き続きご指導のほどよろしくお願いいたします。

#### ○会長

それでは、議事に入ります。

現地視察お疲れ様でした。街路樹については、それぞれの場所で様子が違うという感じがいたしました。長期的な取り組みになるとは思いますが、一つ一つ進めていかなければその取り組みも続かないと思いますので、この審議会の役割も大きいと思っております。

この審議会については、動く審議会ということで、引き続き取り組みを進めていけたらと思っております。

先ほど現地を2カ所ご覧いただきましたけれども、ご意見等がございましたらお願いいたします。

○委員

初めに見た富士見町の現場については、樹木が老木化しているとは思いますが、当初樹種を選定する際に現地に合った種類を選定する必要があったと思います。ケヤキなどは大きくなる木であるので、場所に合った樹木を植栽していれば、現在のような状態にはならなかったのではないかと思います。

○委員

やはり、あの道路とあの景観にはふさわしくない樹木が植わっているということで、初めの樹種の選定の間違いを今後どのようにするかということだと思います。ガイドラインの中でも更新について触れられていますが、今日見たあの場所以外にもあるということですよ。それを踏まえ、その場所にふさわしくない樹木について、費用を工面し残していくのかどうするかということも考えなければならないと思います。すべて更新すると考えるより、木は10年、20年というよりも、50年、100年というサイクルで考えなければならないので、費用をかけ、すべて更新するのかということも考えなければならないと思います。植えたからには責任があるため、最後まで面倒を見なければならないということもありますが、限られた費用の中ですべてについて考え、本来やらなければならないことに費用が回らないということでは、本末転倒の話になります。どこまでやらなければならないのか見極めなければならないと思います。あまりにも本数が多すぎると思います。東村山市だけがこのような過ちをしたのではなく、30年、50年前に、少しでも景観をよくするために育ちのいい樹木を植えたわけです。植えた人の責任というよりも、管理する人の責任が問われるわけですので、市民の方にも協力していただき、見極めていく必要があると思います。この後話がある基金ができるからすべて更新するということではなく、基金も大事なお金ですので、有効に使えるよう、長期的な目線で緑豊かなまちにしていかなければならないと思っています。

○会長

ただいま、お二人の委員の方からお話がありましたけれども、樹種のあり方とその空間の管理のあり方についてはとても大切なご指摘だと思います。他にご意見等ございませんか。

○委員

以前、桜並木の街路樹を見に行きましたけれども、そちらも同じ問題を抱えていたかと思ひます。今回は富士見町でしたけれども、計画を立てる上でも、将来的に変更される場合もあるとは思ひますが、現時点での優先順位を考えなければいけないと思ひます。本数が多いため、どのようにするかということはあると思ひますが、今後担当する方にとつても必要ではないかと思ひます。

#### ○会長

ありがとうございます。

本数が非常に多いため、すべてを同時にできないと思ひますので、優先順位をつけることは大切だと思ひます。街路樹については、これまでの樹木調査で情報が蓄積されていますので、早急に対処が必要なものと、時間的に余裕があるものを見極める必要があると思ひます。また、今後植え替える場合には、どのような樹種を植えていくのかという検討も進めていく必要があると思ひます。

それから、現地で委員からお話がありましたけれども、市民と行政がうまく協働して進めていくというやり方は大切だと思ひます。例えば、作業は市民が行い、片付けは行政が行うというように、うまく作業の分担ができるとお互いに進めやすいと思ひます。サクラ、ケヤキ、ユリノキはそれぞれ性質が異なる樹木であるため、どのように管理を行っていくかということも考えなければなりません。サクラは根が浅く、ケヤキは根が深いので、同じ場所でも異なつてきます。

#### ○委員

先ほど、当初の樹種の選定をもう少し考えるべきであったとありましたが、この木が大きくなる木ということは、当時から知つていたことだと思ひます。管理サイクルの計画を立てて植えればよいことなのだと思ひます。たとえば、ケヤキは何年目になったら若い木に植えかえるとか、そのような計画がしっかりとあれば、担当者の引き継ぎがある場合でも、今年は植えかえの時期に当たつているということが事務的に処理できるのではないかと思ひます。計画性がないまま植えてしまったものを、もう一年、もう一年と放置してきたことから、木が大きくなり、最終的には手がつけられなくなつてしまったのではないかと思ひます。

#### ○会長

ありがとうございます。

おそらく、戦後、早く緑化をするために、いろいろなところに木を植えることが優先されたのではないかと思ひます。その中で、木がどんどん大きくなるということが見過ごされてしまったのだと思ひます。今お話があつたように、何年経過したら植えかえるといつ

た計画が必要であった、また、今後も必要であるというご指摘です。

ただいま、4人の方からいろいろとご指摘をいただきましたので、今後の議論の中で取り入れていけたらと思います。

それでは、次に、公共の緑の植生管理のガイドラインの活用に向けてについて、事務局よりお願いします。

#### ○事務局

それでは、公共の緑の植生管理のガイドラインの活用に向けてについて、ご説明させていただきます。

公共の緑の植生管理を進めるに当たりましては、財源確保という部分が一番重要であることから、東村山市緑の管理基金条例（案）を今後、議会に提出したいと考えております。本日は資料を配付させていただきましたので、こちらに沿ってご説明させていただきます。

ガイドラインの活用にあたり重要となる財源確保については、12月定例会の所信表明で市長が申し上げましたけれども、新たな基金を創設するという考え方でまとまりました。ガイドラインを作成する際にもパブリックコメントを行いましたけれども、新たに基金を創設するに当たっては、新規に基金条例の制定が必要となることから、その考え方の素案についてパブリックコメントを実施するという事で進めております。詳細につきましては、資料1をご覧くださいと存じますが、期間につきましては、1月6日（金曜）から1月25日（水曜）までの20日間。場所につきましては、市内全21カ所の公共施設に資料と意見箱を設置するとともに、ホームページからもご意見をお寄せいただけるようにしてまいります。なお、お寄せいただきましたご意見につきましては、参考にさせていただきます、条例制定に向けた手続きを進めてまいりたいと考えております。

基金条例（案）の具体的な中身につきましては、資料の中ほどにまとめさせていただきましたのでご覧くださいと思います。基金条例の条文につきましては、定型的な文面が条項文になってまいります。条文の核となるものについては1の設置となり、「東村山市が管理する公共の緑の計画的、効率的な植生管理を行うための資金に充てるため、東村山市緑の管理基金を置くこととします。」としております。この計画的、効率的な管理ということが、今後植生管理を行っていく中では鍵になってくるものと考えております。これまで通常の維持管理の中で行えてこなかった点、また、先ほどより課題として挙げられております樹木更新等の面的作業には、多額の資金が必要になってまいります。このような植生管理に係る費用については、補助金等がなく、市の一般財源ですべてを賄うこととなり対応することが難しい場合もあることから、事前に財源の積み立てを行い、今後の面的作

業に対応していくということで基金を設置するものであります。

6の処分では、基金の活用先を定めた条項となり、「基金は、公共の緑の植生管理資金に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができるものとします。」としております。当然、この基金の積立額だけで今後想定される面的作業のすべてを賄えるものではありませんが、費用の一部として充当を行い、より計画的に進めていくことができるよう、条例制定を進めてまいりたいと考えております。

今後の流れといたしましては、25日までパブリックコメントを行い、いただいたご意見に回答する形で意見集約を行い、3月定例議会に議案として提出ができるように進めてまいりたいと考えております。

#### ○会長

ありがとうございました。

ただいまご説明いただきましたけれども、基本的には、基金を創設し、市の予算の中で積み立てを行っていくということです。使い道は緑の維持管理に充てるために使うという、この2点が重要な部分になると思いますが、いかがでしょうか。

#### ○委員

ご説明いただいた中で、計画的な維持管理という表現をされておりましたけれども、緑の基本計画はありますけれども、ガイドラインでは植生管理を行うための考え方を示しているので、どの場所をどの程度行うといったより具体的な計画が必要かと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

#### ○事務局

ガイドラインの中ではアクションプランとして示しており、日常管理の部分と面的作業の部分の大きく2つを記載しております。基金の対象と考えておりますのは、老木化した樹木の更新等、大きな面的作業、整備のための積み立てと考えております。日常管理の部分につきましては、毎年度の予算の中で対応していくものと考えております。

#### ○会長

ただいまのご質問は、大変重要な視点だと思います。パブリックコメントを行うにあたっては、いつ、どこで、何を行っていくかということをもう少し明確に出さないと答えようがないかと思います。条例の内容はわかりますけれども、集めた財源をどのようなことに使うのかということをもう少しわかりやすくしておいたほうがよいと思います。条例案の中に記載できないのであれば、前段として記載してもよいと思います。基金をつくることによって、今後変えていかなければならない、積極的に手を加えていかなければならない街路樹の更新等に使っていくということが明確になるとさらによいと思います。

○事務局

条例案については、条例というものの性格上、具体的な内容を記載できない面もございますことから、説明書きとしてよりわかりやすいものにできればと思います。

○会長

市民の方は大変関心を持っておられると思いますし、個人的に様々な組織の中で活動されている方々もいらっしゃいますので、具体的な内容がわかれば、さらに賛同を得られるのではないかと思います。

○委員

基金というものの考え方ですが、市民の方の中には、基金とはどのようなものかわからない方もいらっしゃると思います。一般的に、会計年度は単年度会計で繰り越しができないと思いますが、基金は積み立て、繰り越しができるというものですよね。やはり、市民の方は基金というものがわからないと思います。また、寄付があった場合ですが、緑に使用してほしいという寄付金があった場合は、この基金に繰り入れられるのかということをお教えいただきたい。また、記載したほうがよいと思います。

○事務局

経常的にかかる経費につきましては、毎年度予算を計上していくというのが原則であり、基金はそれとは別の考え方で、将来的に大きな負担が想定されるものために積み立てを行うものとなります。

○委員

言葉の問題だと思いますが、今の説明でもわかりません。一般の方から緑のために使ってくださいと集まったお金については、緑のため以外には使いませんというような枠組みをきちんとつくっておかないと、寄付をされる場合にも、このお金は何に使われるのだろうという不安が残ってしまうと思います。

○会長

今議論になっているのは、市の立場で基金をつくるということ。もう一つは、市民の方から寄付があった場合に、それについてどのように位置づけていくかということも考えていかなければならないということです。当面は、市の予算の中で目的を絞って予算化するという提案だと思います。今後、市民や企業から緑のためにという寄付等があるかもしれませんが、まずは市の予算の中で考えていくということです。

○委員

本来であれば、事務局からご説明していただくこともありませんけれども、現在、12月定例議会に寄付金の条例が上程されており、おそらく最終日に可決されると思いま

す。これは、寄付金といっても緑のものだけではなく、ふるさと納税ということで、目的を明確にした寄付金を受け入れている状況にあり、これらを寄付者の意向に沿って使えるように管理するための基金が創設される予定であります。緑のためにという目的の寄付金に関しては、一度こちらの基金に入れられ、その後、緑の基金に積みかえられるというように考えておりますが、いかがでしょうか。

○事務局

ただいまの点でございますが、これまでも緑の関係で寄付金をいただいております。そのお金がどこに行ったかという、緑地保全基金というものがあり、緑地等を公有地化するための基金ですが、そちらに積み立ててまいりました。ただいま委員からお話がありましたけれども、ふるさと納税では福祉のためとか緑のためというように、寄付される方が目的を持ってふるさと納税をされると思います。これらを受け入れるための基金条例を、現在市議会でご審議いただいております。その中で、緑のためにということで寄付されたものをそれぞれの目的の基金への積みかえ等、いつ、予算でその分上積みするという詳細につきましては、今後整理していく必要があると思います。

○会長

ありがとうございます。

目的を持ったものの受け入れ先をはっきりさせることは非常に大切なことだと思います。市からのものと、市民からのものを整理し、一緒に使えるようになるとうよいと思いますので、その点については今後考えていただければと思います。

それでは、次に、その他。事務局よりお願いいたします。

○事務局

第3回の審議会でございますが、年明け2月上旬を予定しております。次回の審議会では、緑地保護区域の管理状況についてのご報告とパブリックコメントの状況をご報告させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○会長

本日の議題は以上となりますが、委員の方からご質問等はございませんか。

(発言する者なし)

○会長

それでは、以上で、平成28年度第2回東村山市緑化審議会を閉会いたします。

5 閉会